令和5年2月20日招集

第2回天草市議会(定例会)議案書

天 草 市

令和5年第2回天草市議会(定例会)議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第2号	天草市錦島プール条例を廃止する条例 の制定について	令和5年 2月20日		
議第3号	天草市人権擁護に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	"		
議第4号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第6号	天草市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定について	"		
議第8号	天草市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市農山漁村広場条例の一部を改正 する条例の制定について	11		
議第10号	天草市漁港管理条例の一部を改正する 条例の制定について	"		
議第11号	天草市天草ブルーガーデン条例を廃止 する条例の制定について	"		
議第12号	天草市倉岳特産品展示販売交流施設条 例を廃止する条例の制定について	"		
議第13号	天草市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について	"		
議第14号	天草市ふれあいセンター条例の一部を 改正する条例の制定について	"		
議第15号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理 する事務の変更及び規約の一部変更に ついて	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第16号	天草市過疎地域持続的発展計画の変更について	令和5年 2月20日		
議第17号	指定管理者の指定について (御所浦地区 コミュニティセンター)	"		
議第18号	指定管理者の指定について(天草市総合 交流施設愛夢里)	"		
議第19号	指定管理者の指定について (河浦海上コ テージ)	"		
議第20号	市道路線の認定及び廃止について	"		
議第21号	令和4年度天草市一般会計補正予算(第 12号)	"		
議第22号	令和5年度天草市一般会計予算	"		
議第23号	令和5年度天草市国民健康保険特別会 計予算	"		
議第24号	令和 5 年度天草市介護保険特別会計予 算	"		
議第25号	令和 5 年度天草市後期高齢者医療特別 会計予算	"		
議第26号	令和 5 年度天草市浄化槽市町村整備推 進事業特別会計予算	"		
議第27号	令和 5 年度天草市国民健康保険診療施 設特別会計予算	"		
議第28号	令和 5 年度天草市斎場事業特別会計予 算	"		
議第29号	令和 5 年度天草市一町田財産区特別会 計予算	"		
議第30号	令和 5 年度天草市新合財産区特別会計 予算	"		

議案番号	件	名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第31号	令和5年度天草市病院	院事業会計予算	令和5年 2月20日		
議第32号	令和5年度天草市水流	道事業会計予算	"		
議第33号	令和5年度天草市下	水道事業会計予算	"		

議第2号

天草市錦島プール条例を廃止する条例の制定について

天草市錦島プール条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市錦島プール条例を廃止する条例

天草市錦島プール条例(平成18年天草市条例第105号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

天草市錦島プールの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

議第3号

天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

天草市人権擁護に関する条例(平成18年天草市条例第9号)の一部を次のように改正する。 第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加 える。

(調査の協力)

第7条 市は、国、県及び関係諸団体と連携を図り、国が行う差別の実態に係る調査に協力するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権に関する相談に的確に応ずるため の体制の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国及び県と協調して、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るい地域社会の実現に必要な施策を推進するため、条例を改正する必要がある。

議第4号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年 天草市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。 これが、この条例を提出する理由である。 議第5号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年天草市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動そ

の他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただ し書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施 する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部 改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

議第6号

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を 次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条 例

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年天草市条例 第25号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画 の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動 その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認し なければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の天草市放 課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条の2の規定の適用について は、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよ う努めなければ」とする。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

議第7号

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険条例(平成18年天草市条例第145号)の一部を次のように改正する。 第5条中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る天草市国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)等の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

議第8号

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

天草市後期高齢者医療に関する条例(平成20年天草市条例第11号)の一部を次のように 改正する。

第2条第9号中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年熊本県後期高齢者 医療広域連合条例第26号)の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

議第9号

天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市農山漁村広場条例の一部を改正する条例

天草市農山漁村広場条例(平成18年天草市条例第175号)の一部を次のように改正する。 第2条の表天草市福連木山村広場の項を削る。

第4条第1項中「天草市海老宇土山村広場、天草市碇石農村広場、天草市大多尾農漁村広場 及び天草市平床農村公園」を「農山漁村広場」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前 2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項ただし書及び同条第2項を削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第18条第2項及び第3項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

天草市福連木山村広場の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

議第10号

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市漁港管理条例の一部を改正する条例

天草市漁港管理条例(平成18年天草市条例第208号)の一部を次のように改正する。 第11条第3項中「1月(工作物の設置を目的とする占用にあっては3年)」を「10年」 に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

市が管理する漁港施設に係る占用期間の上限の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第11号

天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例の制定について

天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市天草ブルーガーデン条例を廃止する条例 天草市天草ブルーガーデン条例(平成18年天草市条例第190号)は、廃止する。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

附則

天草ブルーガーデンの廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。 これが、この条例を提出する理由である。

議第12号

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例の制定について

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例を廃止する条例

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例(平成18年天草市条例第225号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

倉岳特産品展示販売交流施設 (えびす茶屋) の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。 これが、この条例を提出する理由である。 議第13号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例(平成18年天草市条例第57号)の一部を次のように改正する。 第2条第47号を次のように改める。

(4) 道路位置指定証明手数料 1通につき 300円

第2条中第127号を第130号とし、第98号から第126号までを3号ずつ繰り下げ、同条第97号中「同一敷地内許可建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同号ア中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同条第100号とし、同条第96号中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号ア中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同条第98号とし、同条第94号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同条第97号とし、同条第93号を同条第96号とし、同条第92号ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同条第95号とし、同条第91号を第94号とし、第70号から第90号までを3号ずつ繰り下げ、第69号を第71号とし、同号の次に次の1号を加える。

(注) 高度地区における建築物の高さの最高限度の制限適用除外に係る許可申請手数料 1件 につき 160,000円

第2条中第68号を第70号とし、第61号から第67号までを2号ずつ繰り下げ、第60号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

第2条中第59号を第60号とし、第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(級) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件につき 27,000円 別表第7を次のように改める。

別表第7 (第2条関係)

低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分	>			手数制	料の額	
			認定	申請	変更認	定申請
(1) 一戸建 適合証、設計	一戸建ての	の住宅	6,	000円	3,	000円
ての住宅又住宅性能評価	一戸建て	申請住戸数が	6,	000円	3,	000円
は一戸建て書又はこれに	の住宅以	1戸の場合				
の住宅以外 相当するもの	外の建築	申請住戸数が	12,	000円	6,	000円
の建築物のとして市長が	物の住宅	2戸から5戸				
住宅部分 定めるものが	部分	までの場合				
添付された場	添付された場		20,	000円	10,	000円
合		6戸から10				
		戸までの場合				
		申請住戸数が	34,	000円	17,	000円
		11戸から2				
		5戸までの場				
		合				
		申請住戸数が	56,	000円	28,	000円
		26戸から5				
		0戸までの場				
		合				
		申請住戸数が	100,	000円	50,	000円
		5 1戸から1				

			00戸までの									
			場合									
			申請住戸数が	1 5	9,	0 0	0円	7	9,	5	0	0円
			101戸から									
			200戸まで									
			の場合									
			申請住戸数が	2 0	Ο,	0 0	0円	1 0	Ο,	0	0	0円
			201戸から									
			300戸まで									
			の場合									
			申請住戸数が	2 1	4,	0 0	0円	1 0	7,	0	0	0円
			301戸を超									
			える場合									
適合	誘導性	一戸建ての	D住宅	3	6,	0 0	0円	1	8,	0	0	0円
証、設	能基準	一戸建て	申請住戸数が	3	6,	0 0	0円	1	8,	0	0	0円
計住宅	により	の住宅以	1戸の場合									
性能評	評価す	外の建築	申請住戸数が	7	2,	0 0	0円	3	6,	0	0	0円
価書及	る方法	物の住宅	2戸から5戸									
びこれ		部分	までの場合									
に相当			申請住戸数が	1 0	Ο,	0 0	0円	5	Ο,	0	0	0円
するも			6戸から10									
のとし			戸までの場合									
て市長			申請住戸数が	1 4	1,	0 0	0円	7	Ο,	5	0	0円
が定め			11戸から2									
るもの			5戸までの場									
のいず			合									
れも添			申請住戸数が	2 0	2,	0 0	0円	10	1,	0	0	0円
付され			26戸から5									
ない場			0戸までの場									

合			合				
			申請住戸数が	288,	000円	144,	000円
			5 1戸から1				
			00戸までの				
			場合				
			申請住戸数が	391,	000円	195,	500円
			101戸から				
			200戸まで				
			の場合				
			申請住戸数が	5 1 3,	000円	256,	500円
			201戸から				
			300戸まで				
			の場合				
			申請住戸数が	603,	000円	301,	500円
			301戸を超				
			える場合				
	誘導仕	一戸建ての	D住宅	19,	000円	9,	500円
	様基準	一戸建て	申請住戸数が	19,	000円	9,	500円
	により	の住宅以	1戸の場合				
	評価す	外の建築	申請住戸数が	35,	000円	17,	500円
	る方法	物の住宅	2戸から5戸				
		部分	までの場合				
			申請住戸数が	50,	000円	25,	000円
			6戸から10				
			戸までの場合				
			申請住戸数が	72,	000円	36,	000円
			11戸から2				
			5戸までの場				
			合				

i		ĺ	İ	l	1	1			1
					申請住戸数が	108,	000円	54,	000円
					26戸から5				
					0戸までの場				
					合				
					申請住戸数が	163,	000円	81,	500円
					5 1戸から1				
					0 0戸までの				
					場合				
					申請住戸数が	232,	000円	116,	000円
					101戸から				
					200戸まで				
					の場合				
					申請住戸数が	299,	000円	149,	500円
					201戸から				
					300戸まで				
					の場合				
					申請住戸数が	3 4 0,	000円	170,	000円
					3 0 1戸を超				
					える場合				
(2)	一戸建	適合証	又はこ	面積が30	0 平方メー	12,	000円	6,	000円
-	ての住宅以	れに相	当する	トル以内					
5	外の建築物	ものと	して市	面積が30) 0平方メー	2 1,	000円	10,	500円
0	の共用部分	長が定	めるも	トルを超え	【1,000				
3	又は工場等	のが添	付され	平方メート	トル以内				
ŧ	部分	た場合		面積が1,	000平方	3 4,	000円	17,	000円
			メートルを	を超え2, O					
				0 0 平方 >	メートル以内				
				面積が2,	000平方	100,	000円	50,	000円
				メートルを	を超え5, O				
ı		J		l			ļ		Į.

	0 0 平方メートル以内				
	── 面積が5,000平方	159,	000円	79,	500円
	メートルを超え10,				
	000平方メートル以				
	内				
	面積が10,000平	200,	000円	100,	000円
	方メートルを超え2				
	5,000平方メート				
	ル以内				
	面積が25,000平	250,	000円	125,	000円
	方メートルを超えるも				
	ာ				
適合証及びこ	面積が300平方メー	113,	000円	56,	500円
れに相当する	トル以内				
ものとして市	面積が300平方メー	143,	000円	71,	500円
長が定めるも	トルを超え1,000				
ののいずれも	平方メートル以内				
添付されない	面積が1,000平方	185,	000円	92,	500円
場合	メートルを超え 2, 0				
	00平方メートル以内				
	面積が2,000平方	288,	000円	144,	000円
	メートルを超え5, 0				
	0 0 平方メートル以内				
	面積が5,000平方	371,	000円	185,	500円
	メートルを超え10,				
	000平方メートル以				
	内				
	面積が10,000平	443,	000円	221,	500円
	方メートルを超え2				

		5,000平方メート				
		ル以内				
		面積が25、000平	5 1 5,	000円	257,	500円
		方メートルを超えるも				
		න				
(3) 前2号	適合証又はこ	面積が300平方メー	12,	000円	6,	000円
に掲げる部	れに相当する	トル以内				
分以外の部	ものとして市	面積が300平方メー	21,	000円	10,	500円
分	長が定めるも	トルを超え1,000				
	のが添付され	平方メートル以内				
	た場合	面積が1,000平方	34,	000円	17,	000円
		メートルを超え 2, 0				
		00平方メートル以内				
		面積が2,000平方	100,	000円	50,	000円
		メートルを超え 5, 0				
		00平方メートル以内				
		面積が5,000平方	159,	000円	79,	500円
		メートルを超え10,				
		000平方メートル以				
		内				
		面積が10,000平	200,	000円	100,	000円
		方メートルを超え2				
		5,000平方メート				
		ル以内				
		面積が25,000平	250,	000円	125,	000円
		方メートルを超えるも				
		ග				
	適合証及びこ	面積が300平方メー	2 4 9,	000円	124,	500円
	れに相当する	トル以内				

ものとして市	面積が300平方メー	3 1 0,	000円	155,	000円
長が定めるも	トルを超え1,000				
ののいずれも	平方メートル以内				
添付されない	面積が1,000平方	396,	000円	198,	000円
場合	メートルを超え 2, O				
	0 0 平方メートル以内				
	面積が2,000平方	562,	000円	281,	000円
	メートルを超え5, O				
	0 0 平方メートル以内				
	面積が5,000平方	690,	000円	3 4 5,	000円
	メートルを超え10,				
	000平方メートル以				
	内				
	面積が10,000平	8 1 4,	000円	407,	000円
	方メートルを超え2				
	5,000平方メート				
	ル以内				
	面積が25,000平	927,	000円	463,	500円
	方メートルを超えるも				
	<i></i> တ				

(備考)

- 1 この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第15条 第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年 法律第84号)第54条第1項第1号に規定する低炭素建築物新築等計画に係る認定基 準に適合することを証する書面をいう。
- 2 この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。)をいう。
- 3 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

- 令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及び口(1)に規定する基準をいう。
- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 5 この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住戸をいう。
- 6 この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 7 この表において「共用部分」とは、住宅部分を使用する者が共同で用いるために設けられた階段、廊下その他の部分をいう。
- 8 この表において「工場等部分」とは、工場、車庫、倉庫その他外壁、窓等を通しての 熱の損失の防止のための措置を要しない部分をいう。
- 9 一戸建ての住宅以外の建築物の全体又は複合建築物(非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分をいう。)及び住宅部分を有する建築物をいう。)の非住宅部分若しくは住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請の場合において、当該建築物がこの表に掲げる部分を2以上有する場合の手数料の額は、当該有する部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
- 10 低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第1の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。

別表第8備考2中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削る。 別表第9を次のように改める。

別表第9 (第2条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

		区分	手数料の額					
				認定	申請	変更認定申請		
住	適合証、設計 戸建住宅		一戸につ	4	一戸につき			
宅	住宅性能評価			5,	000円	2,	500円	
部	書又はこれに	共同住宅等	面積が300平	10,	000円	5,	000円	

ĺ	1		I	1	1	i		1
分	相当す	るもの		方メートル未満				
	として	市長が		のもの				
	定める	ものが		面積が300平	20,	000円	10,	000円
	添付さ	れた場		方メートル以上				
	合			2,000平方				
				メートル未満の				
				もの				
				面積が2,00	44,	000円	22,	000円
				0平方メートル				
				以上5,000				
				平方メートル未				
				満のもの				
				面積が5,00	78,	000円	39,	000円
				0平方メートル				
				以上のもの				
	適合	誘導性	戸建住宅	一戸当たりの面	一戸につ	き	一戸につき	÷
	証、設	能基準		積が200平方	3 1,	000円	15,	500円
	計住宅	により		メートル未満の				
	性能評	評価す		もの				
	価書及	る方法		一戸当たりの面	一戸につ	き	一戸につき	ř.
	びこれ			積が200平方	34,	000円	17,	000円
	に相当			メートル以上の				
	するも			もの				
	のとし		共同住宅等	面積が300平	6 1,	000円	30,	500円
	て市長			方メートル未満				
	が定め			のもの				
	るもの			面積が300平	102,	000円	5 1,	000円
	のいず			方メートル以上				
	れも添			2,000平方				
•						•		1

付され			メートル未満の		
ない場			もの		
合			面積が2、00	174,000円	87,000円
			0 平方メートル		
			以上5,000		
			平方メートル未		
			満のもの		
			面積が5,00	249,000円	124,500円
			0平方メートル		
			以上のもの		
	誘導仕	戸建住宅	一戸当たりの面	一戸につき	一戸につき
	様基準		積が200平方	16,000円	8,000円
	により		メートル未満の		
	評価す		もの		
	る方法		一戸当たりの面	一戸につき	一戸につき
			積が200平方	17,000円	8,500円
			メートル以上の		
			もの		
		共同住宅等	面積が300平	29,000円	14,500円
			方メートル未満		
			のもの		
			面積が300平	51,000円	25,500円
			方メートル以上		
			2,000平方		
			メートル未満の		
			もの		
			面積が2,00	91,000円	45,500円
			0 平方メートル		
			以上5,000		

		平方メートル未		
		満のもの		
		面積が5,00	138,000円	69,000円
		0平方メートル		
		以上のもの		
非	適合証又はこれに相当するも	面積が300平	10,000円	5,000円
住	のとして市長が定めるものが	方メートル未満		
宅	添付された場合	のもの		
部		面積が300平	17,000円	8, 500円
分		方メートル以上		
		1,000平方		
		メートル未満の		
		もの		
		面積が1,00	26,000円	13,000円
		0平方メートル		
		以上2,000		
		平方メートル未		
		満のもの		
		面積が2,00	78,000円	39,000円
		0 平方メートル		
		以上5,000		
		平方メートル未		
		満のもの		
		面積が5,00	123,000円	61,500円
		0 平方メートル		
		以上10,00		
		0 平方メートル		
		未満のもの		
		面積が10.0	155,000円	77, 500円

	00平方メート		
	ル以上25,0		
	00平方メート		
	ル未満のもの		
	面積が25,0	194,000円	97,000円
	0 0平方メート		
	ル以上のもの		
適合証及びこ モデル建物法に	面積が300平	77,000円	38,500円
れに相当する より評価されて	方メートル未満		
ものとして市 いるもの	のもの		
長が定めるも	面積が300平	100,000円	50,000円
ののいずれも	方メートル以上		
添付されない	1,000平方		
場合	メートル未満の		
	もの		
	面積が1,00	129,000円	64,500円
	0平方メートル		
	以上2,000		
	平方メートル未		
	満のもの		
	面積が2,00	209,000円	104,500円
	0平方メートル		
	以上5,000		
	平方メートル未		
	満のもの		
	面積が5,00	273,000円	136,500円
	0平方メートル		
	以上10,00		
	0 平方メートル		
	•	•	•

	_ 未満のもの				
	面積が10,0	3 2 8	0000	161	0000
	00平方メート	328,	0 0 011	104,	0 0 0 1 1
	ル以上25,0				
	00平方メート				
	ル未満のもの			100	E
	面積が25,0	385,	000円	192,	500円
	00平方メート				
	ル以上のもの				
標準入力法等に	面積が300平	201,	000円	100,	500円
より評価されて	方メートル未満				
いるもの	のもの				
	面積が300平	256,	000円	128,	000円
	方メートル以上				
	1,000平方				
	メートル未満の				
	もの				
	面積が1,00	3 2 5,	000円	162,	500円
	0 平方メートル				
	以上2,000				
	平方メートル未				
	満のもの				
	面積が2,00	464,	000円	232,	000円
	0 平方メートル				
	以上5,000				
	平方メートル未				
	満のもの				
	 面積が5,00	572,	000円	286,	000円
	0 平方メートル				

	以上10,00				
	0 平方メートル				
	未満のもの				
	面積が10,0	676,	000円	3 3 8,	000円
	0 0 平方メート				
	ル以上25,0				
	00平方メート				
	ル未満のもの				
	面積が25,0	771,	000円	385,	500円
	00平方メート				
	ル以上のもの				

(備考)

- 1 この表において「住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条1項に規定する住宅部分をいう。
- 2 この表において「非住宅部分」とは、建築物省エネ法第11条1項に規定する非住宅 部分をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 5 この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。)をいう。
- 6 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 7 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 8 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第1号口並びに第10条第1号イ(2)及び口(2)に規定する基準に

より評価する方法をいう。

- 9 この表において「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省 令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及び口(1)に規定する基準に より評価する方法又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に 規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をい う。
- 10 建築物が、住宅部分及び非住宅部分のいずれをも有する場合の手数料の額は、当該 それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。
- 1 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第1の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。
- 12 一の認定申請において、審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、それでれの建築物の区分に応じた認定申請に係る額を合計した額とする。
- 13 一の変更認定申請において、建築物省エネ法第35条第1項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表において「計画」という。)に記載されている建築物が2以上ある場合であって、審査を要する建築物の数が1であるとき(計画に他の建築物を追加するときを除く。)の手数料の額は、当該審査を要する建築物の区分に応じた変更認定申請に係る額とする。
- 14 一の変更認定申請において、審査を要する建築物の数が1である場合(計画に他の建築物を追加する場合に限る。)の手数料の額は、当該建築物の区分に応じた認定申請に係る額とする。
- 15 一の変更認定申請において、審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、それぞれの区分に応じた変更認定申請に係る額(計画に追加する他の建築物にあっては、その区分に応じた認定申請に係る額)の合計額とする。
- 16 建築物が住宅部分を有する場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同令第14条第2項の 規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分(住宅部分のうち単位 住戸以外の部分をいう。)に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、手

数料の額の算定において当該共用部分の面積を除外する。

別表第10備考7中「並びに第10条第2号」を削り、同表備考9中「モデル住宅法」」の次に「及び「フロア入力法」」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表中備考10を削り、備考11を備考10とし、備考12から備考14までを備考11から備考13までとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第47号の改正規定、別表第7の改正規定、別表第8備考2の改正規定、別表第9の改正規定並びに別表第10備考7の改正規定、同表備考9の改正規定及び同表中備考10を削り、備考11を備考10とし、備考12から備考14までを備考11から備考13までとする改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

議第14号

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

天草市ふれあいセンター条例(平成18年天草市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第2条の表魚貫町池田いきいきふれあい館の項を削る。

別表魚貫町池田いきいきふれあい館の項を削る。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

魚貫町池田いきいきふれあい館の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。 これが、この条例を提出する理由である。

議第15号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のとおり変更する。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部 を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

(提案理由)

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

議第16号

天草市過疎地域持続的発展計画の変更について

天草市過疎地域持続的発展計画を別冊のように変更するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

(提案理由)

天草市過疎地域持続的発展計画を変更するには、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議第17号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例(平成18年天草市条例第21号)第17条第1項の 規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 御所浦地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体天草市御所浦町御所浦4310番地7御所浦地区振興会
- 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議第18号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例(平成18年天草市条例第215号)第16条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 天草市総合交流施設愛夢里
- 2 指定管理者となる団体天草市河浦町河浦4747番地1有限会社愛夢里
- 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議第19号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例(平成18年天草市条例第227号)第16条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 河浦海上コテージ
- 2 指定管理者となる団体天草市河浦町河浦4747番地1有限会社愛夢里
- 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議第20号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。 令和5年2月20日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定する路線

路線番号	路線名	起点	終点	総延長	道路敷
的 秘留与	以 一	吃 点	二 分 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	m	幅員m
0195	湯貫線	下浦町字中山迫76	下浦町字山の口66	1, 112. 4	3. 6 ~
0195	<i>汤</i> 貝秘	16番地先	70番3地先	1, 112. 4	9. 0
3 3 4 4	本渡港瀬戸線	港町13番11地先	港町11番20地先	185. 0	5. 0
3 3 4 5	洪 <u>华</u> (香始	今釜新町101番地	洪町10乗10地生	230. 1	7.0~
3345	港新橋線	先	港町10番19地先 	230. 1	19. 0
3 3 4 6	白岩9号線	中村町160番1地	中村町160番7地	203. 6	6. 0
3346	口石3万脉	先	先	203. 0	0.0
3 3 4 7	白岩10号	中村町160番6地	中村町160番7地	73. 9	5. 0
3347	線	先	先	75. 8	J. U
3 3 4 8	嵐口山の神	御所浦町御所浦字穴	御所浦町御所浦字脇	842. 4	4.0~
3346	線	蔵2076番1地先	2549番地先	042. 4	5. 0
3 3 4 9	梅言士亚绰	倉岳町浦字梅戸47	倉岳町棚底字大平3	748. 4	4.1~
3349	梅戸大平線	8 2 番 1 地先	900番2地先	740.4	18. 0

2 廃止する路線

路線番号	路	線	名	起	占	終	占	総延長	道路敷	
的秘色与	哈	形	10	大 上	点	▼ 全	点	m	幅員m	

0.105	2日 田 4白	下浦町字中山迫76	下浦町字湯貫681	963. 4	3.6~
0195	湯貫線	16番地先	3番5地先	903. 4	9. 0

(提案理由)

市道の路線を認定及び廃止するには、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項 及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

令和4年度天草市一般会計補正予算(第12号)

令和4年度天草市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 317,499 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,329,105 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費の補正)
- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22, 027, 104	317, 319	22, 344, 423
	1 地方交付税	22, 027, 104	317, 319	22, 344, 423
15 国庫支出金		10, 497, 616	14, 850	10, 512, 466
	2 国庫補助金	4, 475, 660	14, 850	4, 490, 510
16 県支出金		4, 414, 659	27, 534	4, 442, 193
	2 県補助金	1, 741, 660	27, 534	1, 769, 194
19 繰入金		2, 141, 653	△ 128, 408	2, 013, 245
	2 基金繰入金	2, 141, 653	△ 128, 408	2, 013, 245
21 諸収入		726, 630	20, 804	747, 434
	5 雑入	644, 422	20, 804	665, 226
22 市債		6, 792, 400	65, 400	6, 857, 800
	1 市債	6, 792, 400	65, 400	6, 857, 800
補正されなかっ	た款項に係る額	16, 411, 544		16, 411, 544
歳 入	合 計	63, 011, 606	317, 499	63, 329, 105

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14, 313, 743	114, 386	14, 428, 129
	1 総務管理費	13, 605, 386	114, 386	13, 719, 772
3 民生費		18, 346, 557	99, 245	18, 445, 802
	3 児童福祉費	6, 401, 068	27, 534	6, 428, 602
	4 生活保護費	1, 504, 534	71, 711	1, 576, 245
4 衛生費		6, 749, 899	1, 175	6, 751, 074
	1 保健衛生費	1, 589, 621	1, 175	1, 590, 796
5 農林水産業費		2, 844, 671	19, 174	2, 863, 845
	1 農業費	1, 554, 040	3, 570	1, 557, 610
	2 林業費	319, 341	15, 604	334, 945
6 商工費		3, 141, 001	14, 439	3, 155, 440
	1 商工費	3, 141, 001	14, 439	3, 155, 440
7 土木費		3, 121, 237	39, 380	3, 160, 617
	2 道路橋梁費	936, 387	9, 717	946, 104
	3 河川費	268, 085	1, 625	269, 710
	4 港湾費	154, 962	28, 038	183, 000
9 教育費		4, 565, 694	29, 700	4, 595, 394
	2 小学校費	314, 927	17, 100	332, 027
	3 中学校費	395, 386	12, 600	407, 986
補正されなかっ	た款項に係る額	9, 928, 804		9, 928, 804
歳出	合 計	63, 011, 606	317, 499	63, 329, 105

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

項 事 業 名 款 金 額 2 総務費 1 総務管理費 2, 482 地域情報化事業 スポーツコミッション推進事業 2, 435 スポーツ拠点施設整備事業 234. 944 12, 217 4 戸籍住民基本台帳費 戸籍システム等改修事業 3 民生費 2 高齢者福祉費 公的介護施設等整備支援事業 34.004 能本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 3 児童福祉費 27.534 1 農業費 5 農林水産業費 肥料価格高騰緊急対策事業 69.000 農業水路等長寿命化,防災減災事業 34, 428 3 水産業費 水産業省エネ投資緊急支援事業 16, 376 170, 451 赤潮被害経営再建緊急支援事業 漁業経営セーフティネット緊急支援事業 90.400 72,000 海岸堤防等老朽化対策事業 147, 625 水産基盤整備事業 6 商工費 1 商工費 企業誘致促進事業 45, 500 450.839 恐竜の島博物館整備事業 7 土木費 2 道路橋梁費 市道維持補修事業 16, 326 市道改良(単独)事業 11,000 29,040 橋梁維持補修事業 3 河川費 20,000 排水路等整備事業 4 港湾費 港湾施設維持補修事業 14, 039 7 住宅費 廃屋及び空き家等対策事業 500

(単位:千円)

1 追 加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金額
9 教育費	2 小学校費	感染症対策事業 (小学校)	17, 100
	3 中学校費	感染症対策事業 (中学校)	12, 600
	7 社会教育費	市民会館整備事業	17, 520

2 変 更 (単位:千円)

款	項	補	正	前			補	正	後
示人	点	事業	名		金額	事	業	名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナ	ンス事業		17, 365	補正前	に同じ		20, 865
		市道改良(交	付金)事業		26, 000	補正前	に同じ		32, 280

	1 ±		 	44.	1 +	-		14.
起債の目的	補	I	正	前	補	1		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	120, 400	証書借入 又は 証券発行	5. 0%、 10%、 10%、 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%	政府の合協るの間縮もえるの間によ場と 政期短還換のの間をできたのでは、くるのでは、くるのでは、くるのでは、はこのでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、のでは、	133, 400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前に同じ
道路橋梁整備事業	242, 700	"	"	"	251, 900	"	"	"
河川整備事業	133, 900	"	"	"	135, 400	"	"	"
港湾改修事業	88, 700	"	"	"	115, 300	"	"	"
災害復旧事業	204, 100	"	"	"	219, 200	"	"	"

- 49 -

令和5年度天草市一般会計予算

令和5年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54.473.307千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、 「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入(単位:千円)

款	項	金額
1 市税		7, 489, 087
	1 市民税	2, 870, 797
	2 固定資産税	3, 439, 633
	3 軽自動車税	304, 491
	4 市たばこ税	534, 000
	6 入湯税	26, 500
	7 都市計画税	313, 666
2 地方譲与税		536, 212
	1 地方揮発油譲与税	115, 000
	2 自動車重量譲与税	343, 000
	3 森林環境讓与稅	76, 212
	4 航空機燃料讓与税	2, 000
3 利子割交付金		1,000
	1 利子割交付金	1,000
4 配当割交付金		19, 000
	1 配当割交付金	19, 000
5 株式等譲渡所得割交付金		22, 000
	1 株式等譲渡所得割交付金	22, 000
6 法人事業税交付金		117, 000
	1 法人事業税交付金	117, 000

款	項	金額
7 地方消費税交付金		1, 958, 000
	1 地方消費税交付金	1, 958, 000
8 ゴルフ場利用税交付金		11, 000
	1 ゴルフ場利用税交付金	11, 000
9 環境性能割交付金		34, 000
	1 環境性能割交付金	34, 000
10 地方特例交付金		41, 000
	1 地方特例交付金	41,000
11 地方交付税		21, 675, 000
	1 地方交付税	21, 675, 000
12 交通安全対策特別交付金		6, 000
	1 交通安全対策特別交付金	6, 000
13 分担金及び負担金		256, 541
	1 分担金	45, 191
	2 負担金	211, 350
14 使用料及び手数料		642, 793
	1 使用料	458, 890
	2 手数料	183, 903

款	項	金額
15 国庫支出金		6, 371, 970
	1 国庫負担金	5, 388, 301
	2 国庫補助金	966, 461
	3 国庫委託金	17, 208
16 県支出金		3, 972, 477
	1 県負担金	2, 459, 268
	2 県補助金	1, 274, 233
	3 県委託金	238, 976
17 財産収入		125, 059
	1 財産運用収入	88, 720
	2 財産売払収入	36, 339
18 寄附金		2, 510, 000
	1 寄附金	2, 510, 000
19 繰入金		2, 876, 603
	2 基金繰入金	2, 876, 603
20 繰越金		1
	1 繰越金	1

歳入		(単位:千円)
款	項	金額
21 諸収入		637, 264
	1 延滞金、加算金及び過料	3, 058
	2 市預金利子	53
	3 貸付金元利収入	70, 384
	4 受託事業収入	3, 534
	5 雑入	560, 235
22 市債		5, 171, 300
	1 市債	5, 171, 300
歳	合 計	54, 473, 307

款	項	金額
1 議会費		270, 020
	1 議会費	270, 020
2 総務費		10, 883, 875
	1 総務管理費	10, 208, 637
	2 徴税費	306, 475
	3 地籍調査費	48, 633
	4 戸籍住民基本台帳費	141, 999
	5 選挙費	115, 866
	6 統計調査費	29, 355
	7 監査委員費	32, 910
3 民生費		17, 099, 042
	1 社会福祉費	5, 126, 954
	2 高齢者福祉費	4, 555, 029
	3 児童福祉費	5, 953, 327
	4 生活保護費	1, 462, 932
	5 災害救助費	800

歳 出

款	項	金額
4 衛生費		6, 156, 914
	1 保健衛生費	960, 143
	2 環境費	3, 379, 858
	3 斎場費	122, 226
	4 水道費	505, 941
	5 病院費	1, 068, 837
	6 看護専門学校費	119, 909
5 農林水産業費		2, 461, 105
	1 農業費	1, 580, 288
	2 林業費	250, 677
	3 水産業費	630, 140
6 商工費		2, 297, 931
	1 商工費	2, 297, 931
7 土木費		2, 769, 608
	1 土木管理費	368, 379
	2 道路橋梁費	1, 183, 045
	3 河川費	261, 332
	4 港湾費	151, 868
	5 都市計画費	505, 647
	7 住宅費	299, 337

歳 出

款		項	金額
8 消防費			1, 965, 894
		1 消防費	1, 965, 894
9 教育費			3, 634, 026
		1 教育総務費	1, 155, 757
		2 小学校費	357, 992
		3 中学校費	342, 531
		4 幼稚園費	107, 214
		6 学校給食費	931, 148
		7 社会教育費	739, 384
10 災害復旧費			49, 710
		1 農林水産施設災害復旧費	12, 500
		2 公共土木施設災害復旧費	37, 210
11 公債費			6, 855, 182
		1 公債費	6, 855, 182
13 予備費			30, 000
		1 予備費	30, 000
歳	出	合 計	54, 473, 307

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
天草市議会だより編集業務委託料	令和6年度~令和7年度	828
令和5年度農業経営安定資金利子等補給(新型コロナウイルス対策事業)	令和6年度~令和15年度	7, 328
令和5年度漁業経営安定資金利子等補給(新型コロナウイルス対策事業)	令和6年度~令和15年度	18, 946
令和5年度商工業設備投資資金利子補給	令和6年度~令和8年度	5, 600
令和5年度中小企業・小規模事業者緊急支援資金利子補給	令和6年度~令和8年度	5, 640
令和5年度起業創業支援資金利子補給	令和6年度~令和8年度	16, 585

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	727, 200			
公共交通対策事業	189, 700			
コミュニティセンター整備事業	119, 900			
体育施設整備事業	614, 500			
庁舎整備事業	66, 800			
普通財産施設整備事業	71, 300			
クリーンセンター整備事業	508, 100			政府資金についてはその融資
環境対策事業	10, 000	証書借入	┃ ┃ 5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で	条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの
小規模水道施設整備事業	40, 000	0 又は 借り	借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい	により据置期間及び償還期限を
農業農村整備事業	213, 900	証券発行	ては、当該見直し後の利率)	短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ
林道整備事業	25, 000			る。
治山事業	5, 000			
漁港施設整備事業	183, 900			
観光施設整備事業	837, 000	-		
住宅改修事業	90, 000			
道路橋梁整備事業	294, 100			
河川整備事業	160, 800			

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					
港湾改修事業	95, 500								
街路整備事業	139, 300								
公園整備事業	38, 400								
消防防災施設整備事業	259, 400								
小学校施設整備事業	70, 700		5 00/NH	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合					
中学校施設整備事業	78, 800	・ 又は) 証券発行	又は 証券発行	又は	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利	にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を			
共同調理場施設整備事業	47, 700						率	率の見直しを行った後におり	車の人れる員並について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)
文化財整備事業	29, 300			では、当成元臣し後の刊平/	低利に借換えすることができ る。				
文化施設整備事業	58, 200								
資料館整備事業	10, 500								
災害復旧事業	19, 300	+							
臨時財政対策債	167, 000								
計	5, 171, 300								

令和5年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和5年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,089,430千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1, 540, 842
	1 国民健康保険税	1, 540, 842
2 使用料及び手数料		1,000
	2 手数料	1,000
3 国庫支出金		1, 695
	2 国庫補助金	1, 695
5 県支出金		9, 413, 695
	1 県負担金・補助金	9, 413, 695
6 財産収入		703
	1 財産運用収入	703
7 繰入金		1, 124, 141
	1 一般会計繰入金	1, 028, 925
	2 基金繰入金	95, 216
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		7, 353
	1 延滞金、加算金及び過料	4, 100
	2 預金利子	Ę
	3 雑入	3, 248
歳	入 合 計	12, 089, 430

款	項	金額
1 総務費		179, 066
	1 総務管理費	160, 320
	2 徴税費	8, 344
	3 運営協議会費	518
	4 国民健康保険特別対策事業費	9, 884
2 保険給付費		9, 094, 099
	1 療養諸費	7, 791, 682
	2 高額療養費	1, 276, 563
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	21, 000
	5 葬祭諸費	3, 700
	6 傷病手当金	854
3 国民健康保険事業費納付金		2, 628, 810
	1 医療給付費分	1, 892, 309
	2 後期高齢者支援金等分	556, 015
	3 介護納付金分	180, 486
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2

款	項	金額
6 保健事業費		149, 599
	1 保健事業費	10, 625
	2 特定健康診査等事業費	114, 920
	3 総合保健施設事業費	24, 054
7 基金積立金		703
	1 基金積立金	703
9 諸支出金		17, 151
	1 償還金及び還付加算金	10, 001
	2 繰出金	7, 150
10 予備費		20, 000
	1 予備費	20, 000
歳 出	合 計	12, 089, 430

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期間	限 度 額
市町村国保事務処理標準準拠システム導入準備作業委託料	令和6年度	10, 230

令和5年度天草市介護保険特別会計予算

令和5年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,810,399千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 保険料		1, 805, 561
	1 介護保険料	1, 805, 561
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3, 209, 678
	1 国庫負担金	1, 953, 890
	2 国庫補助金	1, 255, 788
4 支払基金交付金		3, 028, 077
	1 支払基金交付金	3, 028, 077
5 県支出金		1, 674, 504
	1 県負担金	1, 587, 959
	2 県補助金	86, 545
6 財産収入		514
	1 財産運用収入	514
7 繰入金		2, 091, 301
	1 一般会計繰入金	1, 881, 301
	2 基金繰入金	210, 000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		563
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	3
	3 雑入	440
歳	合 計	11, 810, 399

款	項	金額
1 総務費		245, 726
	1 総務管理費	137, 660
	2 徴収費	4, 727
	3 介護認定審査会費	98, 028
	4 趣旨普及費	424
	5 計画策定委員会費	4, 887
2 保険給付費		10, 898, 000
	1 介護サービス等諸費	9, 819, 500
	2 介護予防サービス等諸費	338, 100
	3 その他諸費	10, 000
	4 高額介護サービス等費	259, 000
	5 高額医療合算介護サービス等費	37, 000
	6 特定入所者介護サービス等費	434, 400
5 地域支援事業費		560, 780
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	317, 100
	2 包括的支援事業・任意事業費	243, 680
6 基金積立金		514
	1 基金積立金	514
7 公債費		500
	1 公債費	500

款			項	金	額
8 諸支出金					3, 001
		1 償還金及び還付加	算金		3, 001
9 予備費					101, 878
		1 予備費			101, 878
歳	出	合	計		11, 810, 399

令和5年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,473,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

70X 71		(+ L : 1 1)
款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		900, 611
	1 後期高齢者医療保険料	900, 611
2 使用料及び手数料		115
	1 手数料	115
4 繰入金		517, 190
	1 一般会計繰入金	517, 190
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		55, 167
	1 延滞金、加算金及び過料	45
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	54, 121
歳	<u></u> 合 計	1, 473, 084

款	項	金額
1 総務費		37, 110
	1 総務管理費	35, 084
	2 徴収費	2, 026
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 388, 192
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1, 388, 192
3 保健事業費		46, 282
	1 保健事業費	46, 282
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1, 473, 084

令和5年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和5年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 127,098千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

歳 入 (単位:千円)

款			項	金	額
2 使用料及び手数料					58, 950
		1 使用料			58, 950
6 繰入金					68, 147
		1 一般会計繰入金			68, 147
7 繰越金					1
		1 繰越金			1
歳	入	合	計		127, 098

歳 出

款	項	金額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		108, 538
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	108, 538
3 公債費		17, 560
	1 公債費	17, 560
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	127, 098

令和5年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和5年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331,228千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の 方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 診療収入		100, 320
	1 診療収入	100, 320
2 使用料及び手数料		785
	1 手数料	785
5 財産収入		512
	1 財産運用収入	511
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		169, 946
	1 一般会計繰入金	169, 946
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8, 564
	1 諸収入	8, 564
9 市債		51, 100
	1 市債	51, 100
歳	숌 핡	331, 228

款	項	金額
1 総務管理費		235, 669
	1 総務管理費	235, 669
2 医業費		41, 109
	1 医業費	41, 109
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		53, 849
	1 公債費	53, 849
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	331, 228

(単位:千円)

	起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国月	尺健康保険診療施設整備事業	51, 100		5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和5年度天草市斎場事業特別会計予算

令和5年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 146,771千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の 方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
 1 使用料及び手数料		9, 120
	1 使用料	9, 120
2 財産収入		23
	1 財産運用収入	23
3 繰入金		122, 226
	1 繰入金	122, 226
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	2 雑入	1
6 市債		15, 400
	1 市債	15, 400
歳 入	合 計	146, 771

款	項	金額
1 斎場事業費		68, 039
	1 斎場事業費	68, 039
2 公債費		76, 732
	1 公債費	76, 732
3 予備費		2, 000
	1 予備費	2, 000
歳 出	合 計	146, 771

(単位:千円)

	起 債	の	目	的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備	事業				15, 400	証書借入 又は 証券発行		による。ににし、甲財政の都合 により捉器期間及び償還期限を

令和5年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和5年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14, 199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

天草市一町田財産区管理者 天草市長 馬場 昭治

၊ ဣ ၂

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		76
	1 財産運用収入	74
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		14, 121
	1 繰越金	14, 121
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	14, 199

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		1, 262
	1 総務管理費	1, 262
2 予備費		12, 937
	1 予備費	12, 937
歳 出	合 計	14, 199

令和5年度天草市新合財産区特別会計予算

令和5年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

天草市新合財産区管理者 天草市長 馬場 昭治

၊ တ

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売払収入	2
2 繰越金		1, 338
	1 繰越金	1, 338
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳	숌 計	1, 342

歳 出 (単位:千円)

款			項	金	額
1 総務費					294
		1 総務管理費			294
2 予備費					1, 048
		1 予備費			1, 048
歳	出	合	計		1, 342

(総 則)

第1条 令和5年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)病床数		258	床
一般病床		165	床
療養病床		73	床
結核病床		20	床
(2)延患者数		222, 080	人
入院患者数	一般病床	56, 730	人
	療養病床	25, 986	人
	結核病床	2, 196	人
外来患者数	一般外来	128, 920	人
	介護サービス	8, 248	人
	一般病床 療養病床 結核病床 (2)延患者数 入院患者数	一般病床 療養病床 結核病床 (2)延患者数 入院患者数 一般病床 療養病床 結核病床 外来患者数 一般外来	一般病床165療養病床73結核病床20(2)延患者数222,080入院患者数一般病床56,730療養病床25,986結核病床2,196外来患者数一般外来128,920

令和5年度天草市病院事業会計予算

. 87 –

(3)一日平均患者数				700 人
入院患者数	一般病床			155 人
	療養病床			71 人
	結核病床			6 人
外来患者数	一般外来			440 人
	介護サービス			28 人
(収益的収入及び支出)				
第3条 収益的収入及び支	出の予定額は、次のとおりと定め	る。		
		収	入	
第1款 病院事業収益				4, 307, 030 千円
第1項 医業収益				3,557,222 千円
第2項 医業外収益				749,796 千円
第3項 特別利益				12 千円
		支	出	
第1款 病院事業費用				4, 222, 262 千円
第1項 医業費用				4, 153, 960 千円
第2項 医業外費用				57,611 千円
第 3 項 特別損失				9,891 千円
第4項 予備費				800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,744,639千円は、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,730千円及び過年度分損益勘定留保資金1,739,909千円で補てんするものとする。)。

		収	入	
第1款 道	資本的収入			1,023,173 千円
第1項	企業債			872,000 千円
第2項	他会計負担金			133,997 千円
第3項	他会計補助金			5,500 千円
第4項	県補助金			11,676 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,767,812 千円
第1項 建設改良費	1,040,657 千円
第2項 企業債償還金	327,155 千円
第3項 投資	1,400,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、
		証書借入	(ただし、利率見直し方	銀行その他の場合にはその債権者と協定す
病院施設整備事業及び	872, 000 千円	又は	式で借り入れる資金に	るものによる。ただし、市財政の都合により
医療機器整備事業	672, 000 T []		ついて、利率の見直しを	据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償
		証券発行	行った後においては、当	還もしくは低利に借換えすることができる。
			該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 2,772,458 千円

(2)交際費 627千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	18,586 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため(一
			般会計)
資本的収入	他会計補助金	5,500 千円	国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため(国民健康保
			険特別会計)
合	計	24,086 千円	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、369,400千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類名 称数 量取得する資産医療機器電子カルテシステム一式医療機器デジタルX線透視撮影装置一式

令和5年2月20日提出

令和5年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	33, 351 戸
(2)年間総給水量	7, 966, 036 m ²
(3) 一日平均給水量	21, 765 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
アー管路整備事業	328, 855 千円
イ 施設整備事業	116,913 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	^最 業収益	2, 284, /86 千円
第1項	営業収益	1, 833, 514 千円
第2項	営業外収益	451, 262 千円
第3項	特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 事業費2, 230, 217 千円第 1 項 営業費用2, 079, 569 千円第 2 項 営業外費用149, 808 千円第 3 項 特別損失640 千円第 4 項 予備費200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,594,881千円は、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,065千円、過年度分損益勘定留保資金2,290,085千円及び当年度分損 益勘定留保資金248,731千円で補てんするものとする。)。

	収 入	
第1款 資本的収入	36	67, 492 千円
第1項 企業債	14	2,300 千円
第2項 出資金	21	3,492 千円
第3項 工事負担金	1	1,700 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2, 962, 373 千円
第1項 建設改良費	663, 175 千円
第2項 企業債償還金	799, 198 千円
第3項 投資有価証券	1,500,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
天草市水道施設基本計画書策定業務委託	令和6年度	18, 245 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	142, 300 千円	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1)職員給与費 156,829 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	252, 449 千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

- 96 -

令和5年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理戸数	13, 073 戸
(2)	年間総処理水量	4, 165, 300 m³
(3)	一日平均処理水量	11, 412 m³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	⁷ 管渠建設改良事業	93,340 千円
1	オンプ場建設改良事業	398, 129 千円
ウ	7 処理場建設改良事業	200,734 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入 収 第1款 事業収益 1,881,662 千円 第1項 営業収益 831.490 千円 第2項 営業外収益 1,050,172 千円 支 出 第1款 事業費 1,834,287 千円 第1項 営業費用 1,760,729 千円 第2項 営業外費用 72,358 千円 第3項 特別損失 1,000 千円 第4項 予備費 200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額730,654千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,322千円、過年度分損益勘定留保資金390,770千円及び当年度分損益勘定留保資金304,562千円で補てんするものとする。)。

収 入

第 1 款 資本的収入566,549 千円第 1 項 企業債283,200 千円第 2 項 補助金273,950 千円第 3 項 受益者負担金及び分担金9,399 千円

1, 297, 203 千円

第1項 建設改良費

694, 337 千円

第2項 企業債償還金

602,866 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
	令和6年度~令和10年度	300 千円
	年度別内訳	
 天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給	令和6年度	104 千円
大学川水流使所等改造員並の利于補和等税性に基づく利于補和 (令和5年度)	令和7年度	84 千円
(予和3年度)	令和8年度	60 千円
	令和9年度	36 千円
	令和10年度	16 千円
	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補
		給等規程に基づき改造工事を行う者
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償		に対し、金融機関が1箇所(世帯)に
		つき 700 千円以内で貸付けた融資総
		額の 50%を限度に損失補償

今釜新町ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和6年度	90,000 千円
瀬戸雨水ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和6年度	74,000 千円
通詞島排水処理施設汚泥搔寄機改築工事	令和6年度	40,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	5.0%以内	-T -= /# 1	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件に
			(ただし、利率見直し方式で	より、銀行その他の場合にはその債権者
油乳水白枣类	証書借入 建設改良事業 283, 200 千円 又は 証券発行	借り入れる資金について、利	と協定するものによる。ただし、市財政	
建议以及争未			率の見直しを行った後にお	の都合により据置期間及び償還期限を
		いては、当該見直し後の利	短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借	
			率)	換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 90,525千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由	
事業収益	営業外収益	519,034 千円	エルヴェ業会計の奴党其般なさのため	
資本的収入	補助金	36, 450 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。	

令和5年2月20日提出